**平成２２年（フ）第１６４号**
長野県松本市城西１丁目３番６号、開始決定時の住所長野県安曇野市三郷小倉2006番地６
破産者　天野早代子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第５３８号**
静岡県浜松市東区有玉台３丁目７番12号
破産者　赤堀　照司
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１１０８号**
京都市上京区黒門通元誓願寺下る毘沙門町754番地
破産者　本郷　芳男
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５６２号**
京都市山科区東野狐藪町３番地31
破産者　間宮　基貴
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２２６号**
大阪府泉南郡岬町淡輪2925番地の８
破産者　東谷　直人
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１３７号**
大阪府岸和田市中井町２丁目16番９―101号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目６番11号
破産者　晴　　敏男
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第４６０号**
大阪府和泉市太町23―１―303、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町674番地
破産者　樫木　謙二
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第６１１号**
大阪府岸和田市下野町１丁目４番16号、前住所大阪府岸和田市中町２番31号
破産者　大西　文子（旧姓阿児）
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第６７９号**
大阪府阪南市光陽台２丁目７番８号
破産者　ビモアこと　国本　和賢
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第７３１号**
兵庫県尼崎市杭瀬本町２丁目21番２号
破産者　大江　範幸
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第２４５号**
兵庫県明石市藤が丘２丁目25―１―302、旧住所兵庫県佐用郡佐用町才金529―１
破産者　野村　修子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２１年（フ）第３０４号**
兵庫県明石市大久保町大窪723番地の１
破産者　松本　吉生
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１６６号**
鳥取県八頭郡八頭町島210番地
破産者　中島美智子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１５８号**
山口市秋穂東6241番地３
破産者　時繁　政彦
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３号**
熊本市植木町鐙田670番地４
破産者　内田　正美
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２２年（フ）第３４号**
熊本県山鹿市山鹿1694番地
破産者　荒木　麻梨
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２２年（フ）第５号**
熊本県上益城郡山都町塩原355番地
破産者　髙本　満子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２２年（フ）第３９号**
熊本県葦北郡津奈木町大字福浜783番地１
破産者　元村　一夫
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第６１号**
熊本県水俣市大園町１丁目６番27号
破産者　谷川　利雄
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第１１４号**
熊本県八代市妙見町2147番地４
破産者　菅　美保子（旧姓森）
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部